

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料					
		単位	所在地				
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき 1年	1,400	610	430	360	310
	第2種電柱		2,100	940	660	550	480
	第3種電柱		2,800	1,300	900	740	650
	第1種電話柱		1,200	550	390	320	280
	第2種電話柱		1,900	870	620	510	450
	第3種電話柱		2,700	1,200	850	700	620
	その他の柱類		120	55	39	32	28
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	12	5	4	3	3
地下に設ける電 線その他の線類	7		3	2	2	2	

	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,200	540	380	310	270
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メートルにつき1 年	730	330	230	190	170
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,400	1,100	770	640	560
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		1,000	460	320	270	240
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	19,000	3,800	1,900	1,100	760
	その他のもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	2,400	1,100	770	640	560
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	51	23	16	13	12
	外径が0.07メー トル以上0.1メ ートル未満のも の		73	33	23	19	17
	外径が0.1メー トル以上0.15メ ートル未満のも の		110	49	35	29	25
	外径が0.15メー		150	66	46	38	34

		トル以上0.2メートル未満のもの							
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	220	98	70	57	50		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	290	130	93	76	67		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	510	230	160	130	120		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	730	330	230	190	170		
		外径が1メートル以上のもの	1,500	660	460	380	340		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			2,400	1,100	770	640	560		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額						
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額						
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額						
			占用面積1平方メートルにつき1年						

	上空に設ける通路		9,300	1,900	930	530	380	
	地下に設ける通路		5,600	1,200	560	320	230	
	その他のもの		2,400	1,100	770	640	560	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	190	38	19	11	8	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	190	110	76	
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板（一時的に設けるものであるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	190	110	76	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000	3,800	1,900	1,100	760
	標識		1本につき1年	1,900	870	620	510	450
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	190	38	19	11	8

	その他 のもの	1本につき 1月	1,900	380	190	110	76
幕（政 令第7 条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面積1 平方メー トルにつ き1日	190	38	19	11	8
	その他 のもの	その面積1 平方メー トルにつ き1月	1,900	380	190	110	76
アーチ	車道を 横断す るもの	1基につ き1月	19,000	3,800	1,900	1,100	760
	その他 のもの		9,300	1,900	930	530	380
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1 平方メー トルにつ き1年		2,400	1,100	770	640	560
政令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.028を乗じて得た額						
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1 平方メー トルにつ き1月		1,900	380	190	110	76
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			240	110	77	64	56

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額					

別表の備考第2号を次のように改める。

2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1級地 那覇市、宜野湾市、浦添市及び北谷町の区域をいう。
- (2) 第2級地 沖縄市、豊見城市、嘉手納町、北中城村、西原町、与那原町及び南風原町の区域をいう。
- (3) 第3級地 糸満市、うるま市、南城市、金武町、読谷村、中城村及び八重瀬町の区域をいう。
- (4) 第4級地 石垣市、名護市、宮古島市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、伊江村、渡嘉敷村及び座間味村の区域をいう。
- (5) 第5級地 国頭村、大宜味村、東村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の区域をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
 - (1) 平成27年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 平成28年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

道路占用料の所在地区分、道路占用料の額等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。